

議案第 4 号

福岡市特別職職員等の議員報酬，報酬，費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を
改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和元年 6 月 13 日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは，農業委員会の副会長の職務内容及び他の地方公共団体の状況等に鑑み，副会長の報酬の額を定めるとともに，国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正に鑑み，投票管理者等の報酬の額を改める必要があるによる。

福岡市特別職職員等の議員報酬，報酬，費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を
改正する条例

福岡市特別職職員等の議員報酬，報酬，費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和31年福岡市条例第44号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 中

農業委員会				を
会	長	月額	82,000円	
委	員	月額	46,000円	
農 地 利 用 最 適 化 推 進 委 員		月額	46,000円	
農業委員会				に改め，同表投票所
会	長	月額	82,000円	
副 会	長	月額	64,000円	
委	員	月額	46,000円	
農 地 利 用 最 適 化 推 進 委 員		月額	46,000円	

の投票管理者の項から選挙立会人の項までを次のように改める。

議案第4号

投票所の投票管理者	日額 12,800円
期日前投票所の投票管理者	日額 11,300円
開票管理者	1回の従事につき 10,800円
選挙長	日額 10,800円
投票所の投票立会人	日額 10,900円 ただし、立会時間内に交替する場合にあつては、日額10,900円以内で市長が定める額
期日前投票所の投票立会人	日額 9,600円 ただし、立会時間内に交替する場合にあつては、日額9,600円以内で市長が定める額
開票立会人	1回の従事につき 8,900円
選挙立会人	日額 8,900円

附 則

この条例は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 別表第2投票所の投票管理者の項から選挙立会人の項までの改正規定 公布の日
- (2) 前号に掲げる改正規定以外の改正規定 令和2年6月23日